

## 共同生活援助事業の事業継続について

2020年4月16日決定

NPO 法人風の音 新型コロナウイルス感染症拡大対策本部

本部長 根本雅子

(法令遵守担当 守谷孝志)

### 1. 経緯

4月7日の国の緊急事態宣言発令を受けて、横浜市から「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉事業所の対応について（通知）」4月8日付け第245号が出されています。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部による「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（令和2年4月7日）」では、高齢者・障害者などの特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）に事業継続を要請しています。

また、厚生労働省からは「緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所の対応について（4月7日）」や「社会福祉施設等における感染拡大防止のために留意点（その2）（4月7日）」の通知が出ています。

さらに、横浜市から「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所等の対応について〔共同生活援助〕（その2）」4月10日付第346号によりサービス提供に係る具体的な対応が示されています。

「特措法に基づく緊急事態宣言に係る神奈川県方針（令和2年4月7日）新型コロナウイルス感染症神奈川県対策」に基づき、事業所は共同生活援助（グループホーム）利用者を継続して支援して下さるようお願いします。

ただし、利用者が新型コロナウイルス感染防止のため、利用者の希望により実家等へ帰宅する場合には、下記のすべての要件を満たすことで報酬の算定対象とします。

### 2. 報酬算定要件

- (1) 実家等における支援は、共同生活援助（グループホーム）での支援として請求できません。また、利用者負担区分によっては、利用者負担が発生することについて、あらかじめ利用者に丁寧な説明を行い、同意を得てください。（食材費以外は返還しない）
- (2) 実家での利用者の支援にあたり、体調管理や相談支援等の必要な支援を電話で行い、支援記録・業務日誌等を作成してください。  
また、支援記録・業務日誌等に「誰が電話等の支援をしたか」、及び「どのようなやり取りをしたか」を記載してください。
- (3) 緊急時の対応ができる体制を確保してください（必要な際には共同生活援助（グループホーム）において支援を行ってください）。（グループホーム側が受け入れ、支援）
- (4) 事務所の人員体制については共同生活援助（グループホーム）利用者への支援及び実家等の利用者への連絡による必要な支援が提供できる体制を確保してください。
- (5) 該当日の利用者のサービス提供実績記録に、「電話等の支援であること」及び支援を行った時間を記録し、利用者本人から押印又は署名をもらってください。

以上